

令和3年9月分（4件）

【コロナワクチン予防接種について】

内容	<p>高校3年生は今秋、就職試験や入学試験を受けに東京都や他県に行かなくてはなりません。</p> <p>公共機関を使って移動したり、いろいろな施設に行かなくてはなりません。</p> <p>高3を優先して予防接種を夏休みの間に受けさせてほしかったです。せめて9月中に受けさせてもらえれば、と強く思います。</p> <p>このままワクチンを受けずに、東京へ行かなくてはならないかと思うと、本人も家族もとても不安です。</p>
	【R3.9.7 受理】
回答	<p>新型コロナウイルス感染症が広がっている中、新学期が始まり、さらに就職や受験を控えているという状況から、早くワクチンを接種させたいとお考えになることは、当然のこととお察しいたします。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルスワクチンの供給見込みが不明確なこともあり、夏休み中にお子様のための接種の枠組みを設けることはできませんでした。</p> <p>その後、9月に入り、ワクチンの追加供給の見通しが立ちましたので、各医療機関において、10月末までに2回の接種を終えられるよう、高校生以下の方に対する接種枠を設けます。</p> <p>接種可能な医療機関の情報は、館山市ホームページ等でお知らせしています。</p> <p>引き続きワクチン接種を希望される方が1日も早く接種できるよう努めてまいります。</p>
	【R3.9.14 回答】

【館山駅2階のテラスの休憩所ベンチについて】

内容	<p>現場をまず見ていただきたいのですが、テラスに置いてある丸型の木製ベンチですが、喫煙所の灰皿の近くにベンチが置いてあることから、喫煙者がベンチに座って煙草を吸っています。そもそもこれら2箇所の丸型ベンチは喫煙者のために設置されているのではなく、タバコを吸わない多くの観光客が、2階のテラスへやって来られて、駅前の景色や休憩のためにテラスにやってくる、休んでいます。近くで喫煙者がタバコを吸っていれば煙を浴びて、折角の気分転換が迷惑な喫煙者のタバコの煙で台無しです。喫煙所は何故2階に設置するのか、1階でもいいはず。もっと設置する場所や周りの環境に配慮して設置を決めて下さい。</p> <p>ただ設置すればそれでよしではなく、タバコを吸わない観光客のことも考えて検討願います。すみませんが、至急設置場所を再検討願います。</p>
	【R3.9.17 受理】
回答	<p>御指摘の館山駅2階テラスの灰皿につきましては、健康増進法の推進に鑑み9月中に撤去いたします。</p> <p>多くの皆様が、館山駅東口バルコニーを快適に利用できる環境づくりと利便性の向上に努めてまいります。</p> <p>ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
	【R3.9.28 回答】

【市役所の裏口のドアについて】

内容	換気が大事とはいえ福祉課の裏口のドア何とか工夫して！
----	----------------------------

	<p>裏の駐車場に車を止め足が悪いので最短距離を歩こうとしたら、福祉課の事務所に直接入るドアでした、職員の方から個人情報の観点から此処からの入室はご遠慮ください！と言われました。意図はわかりました。がまず開けっ放しはないでしょう。開けておくと関係者以外立ち入り禁止の看板も見えない。コーンでも置いてこちらにお回りください。との案内があってもおかしく無いでしょ。福祉課に来る人は何らかの障害を持つ方が多くいるのだから正面の市民課の横あたりにして欲しいです。もしくは裏の駐車場にも障がい者駐車枠を設けてほしい。よく蕎麦屋の出前「職員の昼食」の配達車が止まっていますが・・・部署の配置換え以外はすぐに明日からでもお金かけずとも「塗装費は多少かかるかも」しれませんが是非とも改善してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【R3. 9. 21 受理】</p>
<p>回答</p>	<p>社会福祉課の裏口ドアにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、換気のため開放していることがあり、その際「関係者以外立ち入り禁止」の表示が分かりづらく申し訳ありませんでした。ドアを開けていても関係者用出入口と分かり易いように、表示を改めます。</p> <p>また、障害者等用の駐車場所につきましては、正面玄関脇に設置してありますので、そちらをご利用ください。御用がある担当課までの移動が困難な場合には、担当者を伺わせますので、正面玄関の受付にお伝えください。</p> <p>ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【R3. 9. 27 回答】</p>

【市長への手紙 兼 個人情報保護条例の適正な運用（要求）】

<p>内容</p>	<p>私が、「退職手当金」の書類の情報公開を求めた目的は、「退職手当金」において「公務外」と館山市が判断した経緯を知る為です。</p> <p>しかし、「個人情報保護条例」にて請求し、いただいた「退職手当金」の請求の公文書において、提供の仕方に不備がありました。</p> <p>なぜ、私が気づいたかという、発行された起案文書（公文書）を確認すると、履歴書において、分限命令である「休職」の内容を示す文書がない為、私が担当者に問い合わせをしたところ、いただいた「退職手当金」の起案文書は紙媒体の保存文書、かつ、「休職」「死亡」が記載された履歴書 N04 がない起案文書であると確認が取れました。</p> <p>なお、「申請して宜しいか」と書かれた「退職手当金」起案文書（公文書）にて複数の職員が、「休職」、「死亡退職」の記載を見落としのまま、「公務外」と判断、承認し、起案文書に押印（責任）をしていたことがわかりました。</p> <p>館山市情報公開条例第2条（2）には、「公文書」は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされ、私はあくまで、「退職手当金」に関わる「公文書」の提出を求めました。</p> <p>館山市役所にて、紙媒体の起案文書管理と電子媒体の文書管理に違いが生じていたならば、その違いを請求者に説明し、どのように発行すべきか相談するくらいはできたはずですが。結果、私は、また時間、労力、お金を使って請求しなければならなくなりました。知る権利を保障する為に、適正な運用を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【R3. 9. 30 受理】</p>
<p>回答</p>	<p>情報開示事務において、紙媒体及び電子データで保存している公文書については、原則、紙媒体で保存している公文書を複写し、開示文書として交付しています。</p> <p>今回、紙媒体で保存していた文書と電子データを突合したところ、紙媒体の文書に頁が不足していたため、請求者様にお手数をおかけいたしました。</p>

文書を保存する際には、内容を再度確認するとともに、開示事務にあたりましては、求められている情報について請求者様と十分な確認を行い、請求文書の特定を行っていくなど、適正な文書管理、職員の接遇意識・説明能力の向上に努め、信頼される行政サービスを目指してまいります。

【R3.10.8 回答】